

公証週間について

毎年、10月1日から7日までは、日本公証人連合会が設定し、法務省が後援する公証週間とされています。

この機会に、法律上のトラブルを未然に防止し、権利を擁護保全するため、遺言や大切な契約を公正証書(法務大臣から任命された法律専門家である公証人が法律に基づいて作成する公文書)で作成することをお考えになってはいかがでしょうか。

つきましては、公証週間中大垣公証役場において、下記のとおり無料公証相談窓口を設けますので、お気軽にご利用ください。

公証相談窓口

日 時：10月2日(月)～7日(土)

場 所：大垣公証役場(大垣市丸の内1丁目35番地)

時 間：9時30分～12時、13時～18時(7日(土)は10時～12時、13時～15時)

相談範囲の例 遺言・任意後見契約・離婚・金銭貸借・土地建物貸借そのほか公正証書作成の手続きや内容に関する相談

●秘密は厳守します。

●相談にお越しの際は、事前にご予約をお願いします。

※詳細は大垣公証役場にお問い合わせください。

問 大垣公証役場 ☎78-6174

救急電話相談について

●救急安心センターぎふ(#7119)

10月1日から、救急安心センターぎふ#7119の運用を開始します。

急な病気やケガをしたとき、「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐに病院に行った方がいいのか」など、判断に迷った時に#7119に電話すると、24時間365日、看護師などの専門の相談員から救急相談や病院案内についてアドバイスを受けることができます。

●局番なしの#7119(携帯電話、プッシュ回線)

●ダイヤル回線、IP電話、つながらない時 ☎(058)265-0009

※緊急性がある場合は、迷わず119番通報してください。

※受診可能な医療機関案内を行ってございました養老地域救急医療情報センター(32-3799)は、#7119の運用開始に伴い、10月1日に廃止します。

問 町保健センター ☎32-9025

農地の貸借方法が変わります

令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域の農業のあり方を示した「人・農地プラン」が法定化され、「地域計画」に名称が変わりました。「地域計画」では、地域で話し合い、地域ごとに5年～10年後を見据えた「目標地図」を作成し、農地の貸借にあたって農地中間管理機構(農地バンク)の活用を進めます。また、改正に伴い、これまで農地の貸借の方法の一つであった「利用権設定」において、新規で利用権設定をすることができなくなりました。

今後、農地を貸借する場合は、以下のいずれかの方法のみとなります。

①農地法3条による貸借 ②農地中間管理機構(農地バンク)事業による貸借

なお、現在「利用権設定」において貸借し、耕作している農地については、契約期間満了日までは有効であり、次の更新時から①②のいずれかの貸借に変更する必要があります。

問 町農業委員会事務局(産業観光課内) ☎32-1108